

小児慢性特定疾病医療費支給認定申請（新規） 提出書類チェックリスト

チェック ←必要な書類が揃っているか確認し、確認できたものは「チェック」欄に○をつけてください。

全員が提出する書類

①	小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書（新規）	
②	世帯調書	
③	医療意見書（新規） 【取得窓口】医療機関	※「小児慢性特定疾病指定医」が記載した、記載日から3か月以内のもの ※「指定医番号(10桁)」が記載されていることを確認してください。
④	患者と支給認定基準世帯員の健康保険証の写し	
	患者の加入医療保険	必要な健康保険証の写し
ア	国民健康保険・国民健康保険組合	世帯内で患者と同じ医療保険に加入している方全員分
イ	被用者保険(全国健康保険協会・健康保険組合等)	患者本人分 (被保険者名の記載が無い場合は、被保険者分も必要)
⑤	同意書（医療保険の所得区分確認）	
⑥-1	患者と申請者のマイナンバー確認書類【提示】 マイナンバーカード（両面）・マイナンバーが記載された住民票・通知カード（両面） ※ 転居等により通知カードの記載事項に変更があった場合は、マイナンバー確認書類として扱えません。 ※マイナンバー（両面）を提示した場合、本人確認書類は不要です。	
⑥-2	患者と申請者の本人確認書類【提示】 【1種類で可】運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、在留カード等、顔写真付き身分証明書 【2種類必要】健康保険証、住民票（マイナンバー確認書類と併用不可）、児童扶養手当証書、 母子健康手帳、学生証、小児慢性特定疾病医療費医療受給者証 等	
⑦	保険証の種類によって必要になる書類	※裏面参照 マイナンバー連携をする場合、しない場合により必要な書類が異なります。
⑧	支給認定基準世帯員のマイナンバー確認書類	
⑨	世帯全員の住民票	
⑩	支給認定基準世帯員の市町村民税所得課税証明書	

【該当者のみ】⑪特例の申請をする場合 ※申請書の該当欄に「☑」を記載し、下記の書類を添付してください

◆ 療養負担過重（重症患者）

小児慢性特定疾病重症患者認定基準に該当する方は、自己負担上限月額が軽減されます。

- 重症患者認定申告書
- 小児慢性特定疾病重症患者認定基準に適合していることが確認できる資料
(重症基準に該当する状態等の記載のある医療意見書、身体障害者手帳の写し)

◆ 人工呼吸器等装着

人工呼吸器または体外式補助人工心臓を装着しており、下記の全てに該当する方は、自己負担上限月額が500円に軽減されます

- ・継続して常時（一日中）生命維持管理装置を装着する必要がある者であること
- ・日常生活動作が著しく制限されている者であること
- ・概ね1年以内に離脱の見込みがない者であること
- 人工呼吸器等装着者証明書（医師に記載を依頼してください。）

【該当者のみ】⑫生活保護を受給している場合

- 生活保護受給証明書（生計を同一にする全員が記載されたもの）
- ※「④健康保険証の写し」と「⑩市町村民税所得課税証明書」は提出不要です。

【該当者のみ】⑬世帯内按分の申請をする場合

患者と同じ医療保険上の世帯内に指定難病又は小児慢性特定疾病の医療費助成を受けている方がいる場合、負担が増えないよう、世帯内の対象患者の人数で負担限度額が按分されます。

申請書に按分対象者の氏名及び受給者番号を記載し、制度の別（難病・小慢）いずれかに○をつけ、按分対象者の方の下記の書類を添付してください。

- 健康保険証の写し
- 特定医療費(指定難病)受給者証、小児慢性特定疾病医療費医療受給者証の写し

【該当者のみ】⑭支給認定基準世帯が非課税の場合

- 自己負担上限月額に係る申告書兼同意書
- 前年の受給額が分かる書類の写し（該当者のみ。詳細は「新規申請案内手続きのご案内」p.13 参照）

【該当者のみ】⑮医療意見書の研究利用について同意していただける場合

- 医療意見書の研究利用についての同意書 17

【該当者のみ】⑯特定疾病療養受療証をお持ちの場合

- 特定疾病療養受療証の写し（医療保険者から取得してください。）※血友病 A、B で特定疾病療養受療証をお持ちの方は、「⑩市町村民税所得課税証明書」は不要になる場合があります。

マイナンバー連携をする場合

⑦ 保険証の種類によって必要になる書類

支給認定基準世帯員の全員分のマイナンバーを「② 世帯調書」に記載した場合、「⑨世帯全員の住民票」と「⑩市町村民税所得課税証明書」が省略できます。
※ただし、患者の加入医療保険により省略出来ない場合があります。

	患者の加入医療保険	必要なマイナンバー
ア	市町村の国民健康保険(例:〇〇市、〇〇町、〇〇村)	(1)同一世帯で患者と同じ医療保険に加入している全員を「② 世帯調書」に記載してください。 (2)「② 世帯調書」に記載した全員のマイナンバー確認書類※1を提示してください。
イ	国民健康保険組合(例:建設国保、建設連合、医師・歯科医師国保、全国左官タイル塗装業等)	
ウ	被用者保険(例:全国健康保険協会、企業の健康保険組合、共済組合船員保険等)	(1)住民票が異なる場合も含めて、患者と被保険者(医療保険の加入者)を「② 世帯調書」に記載してください。 (2)「② 世帯調書」に記載した全員のマイナンバー確認書類※1を提示してください。

書類を省略できない場合 ※血友病A,Bで、特定疾病療養受領証をお持ちの場合でも同様の取扱いです

◆以下のいずれかに該当する場合は、「⑧市町村民税所得課税証明書」を省略できないため、提出をお願いします。

- ・患者の加入医療保険が国民健康保険組合の場合。
必要書類：国民健康保険組合に加入している全員分の市町村民税所得課税証明書
- ・患者の加入医療保険が被用者保険で、被保険者（医療保険の加入者）が非課税の場合。
必要書類：被保険者の市町村民税所得課税証明書
- ・支給認定基準世帯員（全員又は一部の方）が、市町村民税の申告をしていない。
- ・支給認定基準世帯員（全員又は一部の方）が、市町村民税の申告をしているか分からない。

◆支給認定基準世帯員の一部の方のマイナンバーの提出がない場合、「⑨世帯全員の住民票」の提出が必要です。

⑧ 支給認定基準世帯員のマイナンバー確認書類（写し可）

マイナンバーカード（両面）・マイナンバーが記載された住民票・通知カード（両面）等

- ・転居等により通知カードの記載事項に変更があった場合は、マイナンバー確認書類として扱えません。
- ・マイナンバーカード（両面）を提示した場合、本人確認書類は不要です。

マイナンバー連携をしない場合

⑨ 世帯全員の住民票

【取得窓口】市役所・町村役場

- ※「続柄：記載有」の発行日から3か月以内のもの
- ※「世帯全員の住民票の原本と相違ない」記載が入ったもの
- ※ マイナンバーの記載がないもの
- ※ 患者・申請者・医療保険被保険者が同一世帯でない場合は、それぞれの世帯全員の住民票が必要です。

⑩ 市町村民税所得課税証明書 【取得窓口】市役所・町村役場（税務課）

※申請月が4～6月の場合は前年度分、7～3月の場合は今年度分を提出してください。

	患者の加入医療保険	必要な市町村民税所得課税証明書
ア	市町村の国民健康保険(例:〇〇市、〇〇町、〇〇村)	同一世帯で患者と同じ医療保険に加入している全員分 ※市町村の国民健康保険の場合、中学生以下は提出不要。 (ただし収入がある場合は提出要)
イ	国民健康保険組合(例:建設国保、建設連合、医師・歯科医師国保、全国左官タイル塗装業等)	
ウ	被用者保険(例:全国健康保険協会、企業の健康保険組合、共済組合船員保険等)	本人 患者(被保険者本人)
		家族 被保険者本人 ※被保険者本人が非課税の場合は患者の所得課税証明書も必要です。

※血友病A,Bで特定疾病療養受領証をお持ちの方で「国民健康保険組合」又は「被用者保険で非課税」いずれにも該当しない場合、市町村民税所得課税証明書は提出不要です。(マイナンバー連携をする場合も同様)

※マイナンバーや身分確認の書類といった提示する書類については、郵送による申請の場合、コピーを同封してください。(簡易書留等、配達状況が分かる方法で郵送してください。)